

電子処方箋通信あきた（特別号 トピックス）

【医療機関・薬局版】

電子処方箋の重複投薬等チェックは便利な機能ですね

ただ、紙の保険証で受付した患者さんやマイナ保険証で受付しても薬剤情報の提供に同意しなかった患者さんの場合は、併用禁忌や重複投薬に該当することは表示されますが、チェックの対象となった過去の薬剤の確認はできません！

処方しようとする薬剤が過去に処方・調剤された何の薬剤とチェックされたか不明なため、併用禁忌であった際の代替薬選択に迷ったり、重複投薬の是非が判断できなかったり、薬局で患者さんに寄り添った服薬指導に支障の恐れがあります

2023年12月に追加された電子処方箋の新機能である「口頭同意による処方・調剤情報の閲覧」を使うと、受付時に薬剤情報の提供に同意しなかった患者さん等についても、処方時又は調剤時に重複投薬等がチェックされた段階で患者さんに薬剤情報の提供を打診して、同意が得られればチェック対象の薬剤を確認することができます

電子処方箋の新機能追加に関する補助金の申請期限は、国が令和8年1月15日、県が令和8年1月30日ですが、県の補助金は令和7年9月までに追加した分を対象としています（診療所・一般薬局の場合の経費に対する補助率は国が1/2、県が1/4です なお経費上限は 24.5～25.6 万円となります）

補助金が活用できるうちに、便利な機能を追加しませんか

導入だけではもったいない、使って活かす！ 電子処方箋

